

第38号議案

八王子市印鑑条例の一部を改正する条例設定について

八王子市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和2年2月25日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市印鑑条例の一部を改正する条例

八王子市印鑑条例（昭和51年八王子市条例第57号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(登録資格) 第3条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、次の者については印鑑の登録を受けることができない。 (1) (略) (2) <u>意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）</u>	(登録資格) 第3条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、次の者については印鑑の登録を受けることができない。 (1) (略) (2) <u>成年被後見人</u>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

